内閣府
公益認定等委員会だより

第63号　平成29年4月3日発行

内閣府公益認定等委員会　発行

より詳しい公益法人制度の内容や申請手続
についてはホームページを御覧ください
https://www.koeki-info.go.jp/

平成27年の「公益法人の概況及び公益認定等委員会の活動報告」に基づき、公益法人の概況を紹介しています。今回は財務に着目し、寄附金収入の状況について紹介いたします。　（関連記事2ページ）
企業会計基準の適用にあたり参考となる資料の改正点を紹介いたします。
（関連記事4ページ）

協会創立記念事業
「日本100名城」の出版

お城EXPOの様子

親子名城見学会の様子

公益法人の活動紹介
公益財団法人日本城郭協会

※詳しくはP.5を御覧ください。

目　次

一般の皆様

■P.2データで見る公益法人
寄附金収入の状況について

■P.3法人の活動紹介
公益財団法人日本城郭協会

法人の皆様

■P.4企業会計基準の公益法人への適用

■P.5公益認定申請窓口相談のご案内

■P.6申請サポートに関する情報・
その他お知らせ
（公益認定申請サポート・法人運営相談やテーマ別セミナーの開催等の日程についてお知らせいたします。）

※次号は6月発行予定です。

ホームページで **公益法人の検索** ができます
寄附先等の検索に御利用ください

～検索画面の出し方～
ホームページ「公益法人information」で「公益法人とは」をクリック後、「公益法人等の検索」をクリック

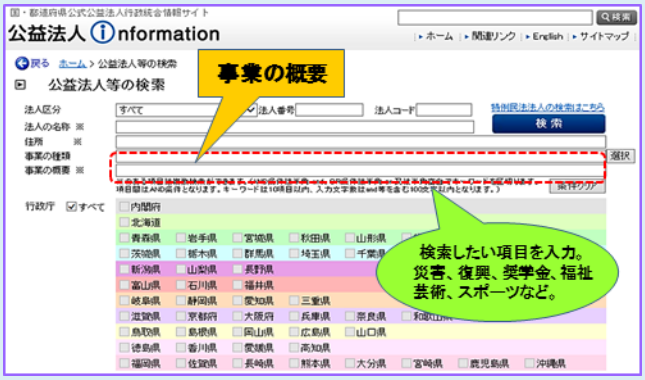

3月末現在の法人数等

		公益法人数	税額控除法人数	一般法人数（注）
内閣府	社　団	799	121	760
	財　団	1,622	318	889
都道府県	社　団	3,355	111	4,491
	財　団	3,707	438	3,017
合　計		9,483	988	9,157

（注）公益目的支出計画実施法人

（平成29年3月31日現在）

データで見る公益法人

■公益法人informationでは、より詳しい内容を掲載しています。そちらも併せて御覧ください。
https://www.koeki-info.go.jp/outline/index.html

平成27年「公益法人の概況及び公益認定等委員会の活動報告」に基づき、公益法人の概況を御紹介します。今回は、財務に着目し、寄附金収入の状況についてです。

寄附金収入がある法人は、全法人のちょうど半分です。

社団・財団別にみると、社団は約4割、財団は6割となっています。

寄附金収入の中央値は、社団が100万円、財団が500万円です。

図１　寄附金収入額規模別の公益法人の割合

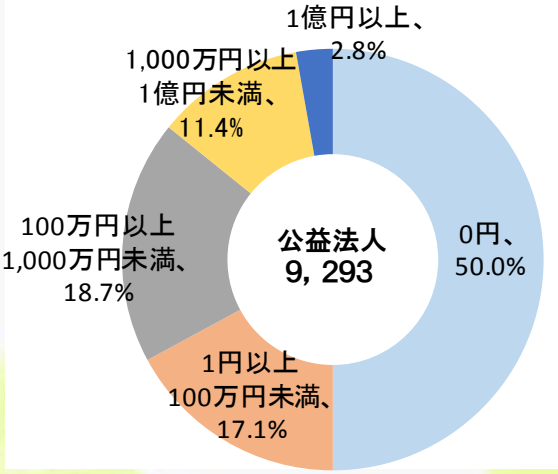

図２　寄附金収入額規模別の公益法人の割合（社団）

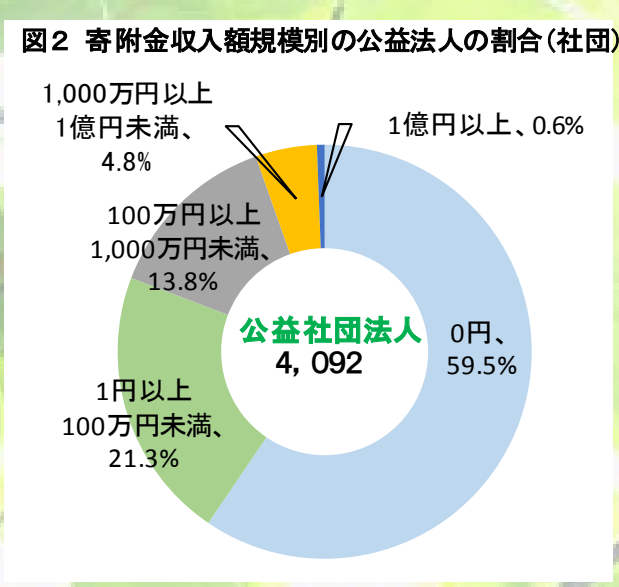

図３　寄附金収入額規模別の公益法人の割合（財団）

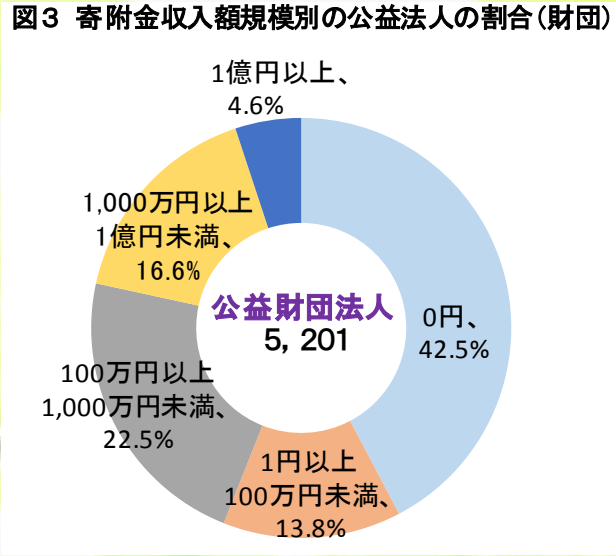

寄附金収入額規模別の公益法人数（社団・財団別）

		法人数	寄附金額計（百万円）	寄附金あり法人数	平均値（百万円）	中央値（百万円）	0円	1円以上1百万円未満	1百万円以上1千万円未満	1千万円以上1億円未満	1億円以上
内閣府	社団	777	14,662	542	27	3	235	158	237	126	21
	財団	1,559	160,736	1,154	139	17	405	127	338	501	188
	計	2,336	175,398	1,696	103	10	640	285	575	627	209
都道府県	社団	3,315	3,763	1,115	3	1	2,200	714	329	70	2
	財団	3,642	42,220	1,837	23	2	1,805	589	834	361	53
	計	6,957	45,983	2,952	16	1	4,005	1,303	1,163	431	55
合計	社団	4,092 (100.0%)	18,424	1,657	11	1	2,435 (59.5%)	872 (21.3%)	566 (13.8%)	196 (4.8%)	23 (0.6%)
	財団	5,201 (100.0%)	202,956	2,991	68	5	2,210 (42.5%)	716 (13.8%)	1,172 (22.5%)	862 (16.6%)	241 (4.6%)
	計	9,293 (100.0%)	221,381	4,648	48	3	4,645 (50.0%)	1,588 (17.1%)	1,738 (18.7%)	1,058 (11.4%)	264 (2.8%)
前年合計		8,275 (100.0%)	181,671	3,849	47	3	4,426 (53.5%)	1,220 (14.7%)	1,436 (17.4%)	936 (11.3%)	257 (3.1%)

（注）過去１年間に提出された事業報告等（平成27年12月1日時点の確認データ）による。

公益財団法人 日本城郭協会
Japan Castle Foundation

法人公式ホームページ　http://jokaku.jp/

公益法人の活動紹介

設立　公益財団法人日本城郭協会（前財団法人日本城郭協会）は昭和３１年４月、第一線で活躍する歴史家、建築家、城郭研究家などによって任意団体として発足、その後日本及びヨーロッパ各国の城址、城郭の調査及び城郭関連事業の活動が認められて、昭和４２年文部科学省から財団法人の認可を受けました。平成２５年４月には内閣府所管の公益財団法人に移行認定されました。

目的　日本及び世界各国の城郭に関する研究、調査および啓蒙活動を通じて城郭文化の向上、普及を図り、教育、文化の発展に寄与することを目的としています。

事業　（上記の目的を達成するために下記の事業を国内および海外で行うことを定款で定めています）

1. 日本および世界各国の城郭に関する調査、研究
2. 城郭および城址に関する講演会の開催および団体見学会の開催
3. 城郭をテーマとした研究作品の公募形式のコンテスト
4. 城郭研究者に対する助言・資料提供
5. 城郭に関する知識を広め、城文化の発展に資する検定事業
6. 国内、海外の城をめぐるスタンプラリーおよび認定の事業
7. その他目的を達するため必要な事業

活動内容

１）「日本１００名城選定」及び「１００名城スタンプラリーの提唱」

平成18年、協会創立記念事業として「日本100名城」を選定しました。その後100名城を探訪してスタンプを押印するスタンプラリーを提唱、併せてお城探訪の案内書「日本100名城公式ガイドブック」などを企画、刊行しました。これらの事業は国民の城郭に対する関心を飛躍的にたかめ、城郭文化の発展に貢献しています。

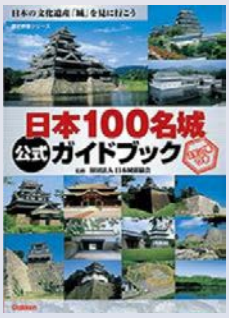

現在延べ20万人を超す人々が参加しており、100名城登城達成者は平成29年3月末1400人を超えています。

なお当協会は城郭ファンからの要望をうけて「日本100名城」に続く100名城を新たに選定することにしており、平成29年4月6日（城の日）に発表の予定です。

２）教育事業「城の自由研究コンテスト」「親子名城見学会」を開催

全国の小中学生を対象に毎年「城の自由研究コンテスト」を文部科学省の後援を得て開催しています。昨年は370点の応募がありました。

今年も6月から応募を呼びかけ、11月に最終審査会、来年1月に優秀作品の表彰式を行います。「親子名城見学会」は夏休みに親子でお城や歴史を学んでもらう事業で、毎年全国で開催しています。今年も江戸城など5つの城で開催します。

「城の自由研究コンテスト」表彰式の様子

３）国内初の総合城郭イベント「お城EXPO」開催

お城に関する国内初の総合イベント「お城EXPO2016」を平成28年12月、3日間の日程でパシフィコ横浜で開催しました。1万9千人の人々が多彩な展示やお城イベントを楽しみました。本年も12月22日からパシフィコ横浜で開催予定です。

４）「熊本城復興支援事業」

当協会は28年4月の熊本地震によって甚大な被害を受けた熊本城の復興支援のため、「熊本城復興義援金」の口座を設けて募金活動を行っており、これまでに2回に分けて約200万円を熊本市に寄附しました。

また「お城EXPO」では「熊本城復興」をテーマに城郭研究の専門家によるシンポジウムや展示のほか、会場で募金活動も行いました。

なお熊本城の復旧を進めている熊本城総合事務所によれば　天守の復旧は2019年を目指しているとしています。

「日本城郭検定」の様子

５）「日本城郭検定」実施

城郭に関する生涯学習事業として「日本城郭検定」を行っています。年2回東京、大阪など全国の４会場で開催しており、6月に第10回目を迎えます。問題の難易度に応じて5つのクラスに分かれており、最難関は１級です。毎回2千人を超す人々が挑戦しています。

６）「城郭セミナー・城探訪会の開催」

城探訪会の様子

各大学の社会連携部門や各自治体の生涯学習部門およびカルチャー企業と連携して城郭セミナーを実施しています。また一般の城郭ファンにもよびかけてお城勉強会を開催、ホームページで案内しています。

～企業会計基準の公益法人への適用～

企業会計基準の公益法人への適用開始

公益認定等委員会の下で「公益法人の会計に関する研究会」が開催され、「平成27年度報告」が平成28年3月に公表されました。本報告では、個別の企業会計基準で公益法人会計基準に取り入れられていないものについて、新たに公益法人に適用すべきか否かを検討し、結論がまとめられています。本報告の結論に基づく新たな措置は、平成28年4月1日以降に開始される事業年度から講じられるべきとされています。（公益認定等委員会だより第54号（平成28年6月3日発行）を参照のこと）

企業会計基準の適用に当たり参考となる資料

企業会計基準の適用に当たっては、以下の資料を参考にして下さい。

1．よくある質問（ＦＡＱ）

※公益法人information　法律・制度関連内の**よくある質問**をクリック

https://www.koeki-info.go.jp/regulation/index.html

公益法人informationに掲載している「よくある質問（FAQ）において平成28年6月に以下が追加されています。

● 問6－4－②
（公益法人における個別の企業会計基準の適用）
個別の企業会計基準の公益法人への適用の要否と適用時期についての説明です。

● 問6－4－③
（公益法人において「金融商品に関する会計基準」を適用する場合の留意事項）
「金融商品に関する会計基準」による注記例が記載されています。

● 問6－4－④
（公益法人の「会計上の変更及び誤謬に関する会計基準」適用の要否）
「 会計上の変更及び誤謬に関する会計基準」の適用は、公益法人には強制されません。

2．日本公認会計士協会　非営利法人委員会実務指針第38号「公益法人会計基準に関する実務指針」（平成28年12月改正）等

平成28年3月に公表された日本公認会計士協会の非営利法人委員会実務指針第38号「公益法人会計基準に関する実務指針」が、「平成27年度報告」を受けて平成28年12月に改正されました。同実務指針は、日本公認会計士協会の会員である公認会計士が実務上の指針とするものですが、公益法人の会計担当者の方々にとっても、実務上の参考となるものです。

日本公認会計士協会 非営利法人委員会実務指針第38号「公益法人会計基準に関する実務指針」（のうち平成28年12月改正に関係するもの）

Q&A方式で解説　過年度遡及会計基準について ― Q5～6
金融商品会計基準（開示関係）について ― Q29～30
資産除去債務に関する会計基準について ― Q49
賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準について ― Q50～53

また、合わせて公認会計士の監査を受けている法人に対しては、同実務指針第34号「公益社団・財団法人及び一般社団法人・財団法人における監査上の取扱い」が平成28年9月に改正され、監査上の留意事項として「過年度遡及会計基準」が新設されました。

なお、同実務指針第38号及び第34号は日本公認会計士協会のWebサイトで公表されています。

（※日本公認会計士協会HP　http://www.hp.jicpa.or.jp/ ）

公益認定申請窓口相談のご案内

新しい公益法人制度に関するお問合せ先は下記のとおりです。より詳しい申請手続はホームページをご覧ください。 https://www.koeki-info.go.jp/

公益法人に関する問い合わせ一覧

	機関名	電話番号(代表/直通)		機関名	電話番号(代表/直通)
内閣府	公益認定等委員会事務局 大臣官房公益法人行政担当室	03-5403-9669(相談専用) 03-5403-9555(代表)	三重県	総務部行財政改革推進課	059-224-2231(直)
			滋賀県	総務部総務課公益法人・宗教法人係	077-528-3145(直)
北海道	総務部法務・法人局法人団体課	011-204-5004(直)	京都府	総務部政策法務課	075-414-4038(直)
青森県	総務部総務学事課	017-734-9079(直)	大阪府	総務部法務課	06-6944-6093(直)
岩手県	総務部法務学事課	019-629-5039(直)	兵庫県	企画県民部文書課公益・宗教法人班	078-362-3134(直)
宮城県	総務部私学文書課	022-211-2295(直)	奈良県	総務部総務課	0742-27-8345(直)
秋田県	総務部総務課	018-860-1057(直)	和歌山県	環境生活部県民活動団体室	073-441-2092(直)
山形県	総務部学事文書課	023-630-2056(直)	鳥取県	総務部行政監察・法人指導課	0857-26-7884(直)
福島県	総務部私学・法人課	024-521-8226(直)	島根県	総務部総務課	0852-22-5014(直)
茨城県	総務部総務課	029-301-2239(直)	岡山県	総務部総務学事課	086-226-7198(直)
栃木県	経営管理部文書学事課	028-623-2065(直)	広島県	総務局総務課	082-513-2246(直)
群馬県	総務部学事法制課	027-226-2148(直)	山口県	総務部学事文書課	083-933-2130(直)
埼玉県	総務部文書課	048-830-2537(直)	徳島県	監察局評価検査課	088-621-2031(直)
千葉県	総務部政策法務課	043-223-2160(直)	香川県	総務部総務学事課	087-832-3062(直)
東京都	生活文化局都民生活部管理法人課公益法人担当	03-5320-6727(直)	愛媛県	総務部総務管理局私学文書課	089-912-2221(直)
神奈川県	総務局組織人材部文書課	045-210-2461(直)	高知県	総務部法務課	088-823-9160(直)
新潟県	総務管理部法務文書課	025-280-5017(直)	福岡県	総務部行政経営企画課	092-643-3030(直)
富山県	経営管理部文書総務課	076-444-3150(直)	佐賀県	総務部法務私学課	0952-25-7002(直)
石川県	総務部総務課	076-225-1232(直)	長崎県	総務部総務文書課	095-895-2114(直)
福井県	総務部情報公開・法制課	0776-20-0246(直)	熊本県	総務部総務私学局県政情報文書課	096-333-2068(直)
山梨県	県民生活部私学・科学振興課	055-223-1359(直)	大分県	総務部法務室	097-506-2272(直)
長野県	総務部情報公開・法務課	026-235-7057(直)	宮崎県	総務部行政経営課	0985-32-4477(直)
岐阜県	総務部法務・情報公開課	058-272-1111(代)	鹿児島県	総務部学事法制課	099-286-2111(代)
静岡県	経営管理部総務局法務文書課	054-221-2866(直)	沖縄県	総務部総務私学課	098-866-2074(直)
愛知県	総務部法務文書課	052-954-6022(直)			

内閣府では、法人サポートの一環として、これから公益認定の申請を予定している法人を対象に窓口相談の予約申込を毎月受け付けています。

窓口相談の申込条件

■対象法人　内閣府へ公益認定申請をご予定の一般法人(一般法人設立前の御相談は受けられません)

■相談内容　(1)新規の公益認定等各種申請に関するご相談
(2)定款変更案の内容等についてのご相談

■留意事項
1.この窓口相談は公益認定申請の要件ではありません。
2.以下の法人の方は、予約申込を行うことができません。
(1)既に公益認定申請を行っている法人
(2)申請予定先行政庁が都道府県である法人
3.ご相談は、できる限り詳細な説明を行いますが、最終的な結果を保証するものではありませんので、予めご了承願います。
4.初めて窓口相談を受けられる方には、現行の定款、事業の概要、組織、財務規模等が分かる資料(パンフレット等)をお願いすることがあります。

◎申込期間及び相談時間については6ページをご参照ください。

よくあるご相談

◆公益認定申請のスケジュール及び手続きについて

○公益認定の登記を平成30年4月1日にと考えています。いつまでに申請したら良いですか。また、どのような手続きが必要ですか。

◆事業の公益性について

○当法人の収益事業は認定法上の公益目的事業に該当しますか。

相談数が比較的多い例を御紹介しました。
お気軽に御利用ください

◆定款変更の案について

○公益認定の基準に適合した定款変更案の留意点はどのようなところですか。

◆公益認定申請について

○事業計画書及び収支予算書に記載された予算の基礎となる事実を明らかにする書類(前年度の正味財産増減計算書等)を添付書類として求められていますが、事業をまだ開始していません。どのような書類を提出すればよいですか。

公益認定申請サポート・法人運営相談について

公益認定の申請や公益法人の運営を支援するため、内閣府では、各種のサポートを無料で提供しています。公益認定を予定されている法人、法人運営（事業報告書の書き方、理事会・評議員会の運営、変更認定申請等）について相談がある法人の皆様は、サポートを御活用ください。予約方法など詳細は、「公益法人information」を御覧ください。

■公益認定申請の内閣府相談窓口 《要事前申込》

窓口相談

1回45分の窓口相談を実施しています。窓口相談の予約は、毎月末から翌上旬にかけて、「公益法人information」で募集しています。

電話　03－5403－9557
FAX　03－5403－0231
メール　sodan-juri@cao.go.jp

電話相談

専門相談員による電話相談を実施しています。

電話　03－5403－9669
時間　平日10時～16時45分

■公益認定申請及び公益法人・一般法人の運営に関する相談会

内閣府が委嘱する相談員（弁護士、公認会計士等）による相談会を全国で開催しています（1法人につき1時間程度）。
平成29年度の開催については詳細が決まりましたら、「公益法人Information」に掲載します。

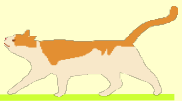

■その他のサポート

●業態別説明会への講師派遣　《要事前申込》

業態別の研修会等に当事務局職員を講師派遣し、業態別の個別事情に合わせて説明します。

電話　03－5403－9586
FAX　03－5403－0231

※派遣に係る旅費等の必要経費については、主催者において負担をお願いします。
※謝金は不要です。

お知らせ

内閣府では、Facebook、Twitter、メールマガジンを通じた情報発信を行っています。「公益法人information」トップページに掲載されている画像をクリックして御覧ください。

内閣府公益法人 Facebook　内閣府公益法人 Twitter　内閣府公益法人 メールマガジン

公益法人探訪記

～全国各地の公益法人の活動紹介～

「内閣府公益法人Facebook」で全国各地の公益法人を御紹介し、国民・市民の皆様に広く情報をお届けすることにより、様々な公益活動への理解や支援の輪を広げる活動を行っています。
どのような活動分野でも結構ですので、公益法人の皆様は、是非投稿をお願いします。認定行政庁はいずれでも結構です。
なお、当該記事上で、行政庁による認定を受けている新規事業の紹介や公募案内を行うこともできます。どうぞ御活用ください。

投稿の御案内

「公益法人information」トップページ
https://www.koeki-info.go.jp/index.html
内閣府からのお知らせ
平成28年10月18日　▶「公益法人探訪記」の投稿案内
＜公益法人の方は是非投稿ください＞　をクリック

■次回のテーマ別セミナーの開催内容は検討中
詳細が決まりましたら「公益法人information」に掲載します。

募集　ホームページ及び委員会だよりで活動紹介を希望する法人を募集！

公益認定等委員会の広報誌（月１回発行）及び「公益法人information」サイトで、法人の活動紹介を行っています。多くの方に活動を知ってもらう機会になりますので、奮って御応募ください！
現在多数の法人活動を紹介しており、随時更新しています。詳しい応募方法や記事のフォーマット等の情報は、下記を御覧ください。

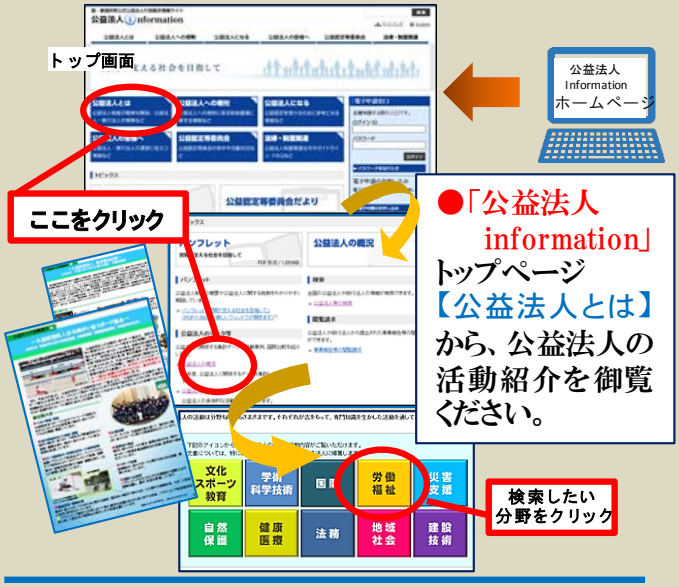

■問い合せ先
内閣府公益認定等委員会事務局広報係
電　話：03-5403-9524
e-mail：koueki-info@cao.go.jp

※本誌の掲載内容を引用される際は、必ず内閣府の出典を明示し、原典を引用いただきますようお願いいたします。